

短答式試験問題集
[憲法・行政法]

[憲法]

〔第1問〕(配点：3)

選挙人の投票価値の平等に関する次のアからウまでの各記述について、bの見解がaの見解の根拠となっている場合には1を、そうでない場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからウの順に【No.1】から【No.3】)

- ア. a. 衆議院議員選挙においては、各選挙区間の議員1人当たりの有権者数の比率の較差が1対1を超えることは、憲法上正当化されない。
b. 投票価値の平等は、国民の意思を公正かつ効果的に代表するために国会が正当に考慮することのできる他の政策的な目的との関連において、調和的に実現されるべきである。【No.1】
- イ. a. 参議院議員選挙においては、二院制の下、地域代表の性質を有するという参議院の特殊性により、投票価値の平等の要請が後退するのやむを得ない。
b. 参議院は、国権の最高機関として適切に民意を国政に反映する義務を負っており、衆参両院の選挙制度は同質的とされるべきである。【No.2】
- ウ. a. 地方議会議員選挙においては、当該地方公共団体の住民が、選挙権行使の資格だけでなく、投票価値においても平等に取り扱われるべきである。
b. 憲法第14条第1項に定める法の下での平等は、選挙権に関しては、国民は全て政治的価値において平等であるべきとする徹底した平等化を志向するものである。【No.3】

〔第2問〕(配点：2)

思想・良心の自由に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。(解答欄は、【No.4】)

- ア. 企業内においても労働者の思想、信条等の精神的自由は十分尊重されるべきであることに鑑みると、企業がその労働者に対して特定政党への所属の有無を確認するだけでなく、当該政党に所属しない旨の書面を要求する行為は、それが企業秘密の漏えいという企業秩序違反行為に関する調査の一環として行われたとしても、労働者の思想・信条の自由に対する直接的制約であるから、その経緯や調査方法の相当性にかかわらず、違法性が認められる。
- イ. 公立学校の卒業式等の式典においてその教員に国旗掲揚の下での国歌斉唱の際に起立斉唱を求めることは、慣例上の儀礼的な所作を求めるものではあるが、自らの歴史観ないし世界観との関係で国歌や国旗に対する敬意の表明には応じ難いとする者がこれらに対する敬意の表明の要素を含む行為を求められることは、その者の歴史観ないし世界観に由来する行動とは異なる外部的行動を求められることになり、その限りにおいて思想及び良心の自由についての間接的な制約となる面がある。
- ウ. 政治団体への寄付が強制加入団体である税理士会の目的の範囲内かどうかを判断するに当たっては、会員の思想・信条の自由との関係で、その会員には様々の思想・信条及び主義・主張を有する者が存在することが当然に予定されていること、政治団体に寄付するかどうかは選挙における投票の自由と表裏をなすものとして会員各人が個人的な政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に決定すべき事柄であることなどを考慮することが必要である。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第3問】(配点：2)

表現の自由に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。(解答欄は、[No.5])

ア. 自己の政治的意見を記載したビラを配布することは表現の自由の行使といえることができるが、居住者が私生活を営む場所である集合住宅の共用部分や敷地内に管理権者の承諾なく立ち入り、集合郵便受けや各室玄関ドアの郵便受けに当該ビラを投かんする行為は、管理権者の管理権を侵害するのみならず、そこで生活する者の私生活の平穩を侵害するものであるから、このような立ち入り行為をもって邸宅侵入の罪に問うことは許される。

イ. 表現の自由も絶対無制限に保障されるものではなく、公共の福祉のため必要かつ合理的な制限は是認されるものであって、たとえ思想を外部に発表するための手段であっても、その手段が他人の財産権、管理権を不当に害するときものは許されないといわなければならないから、私鉄の駅構内において、同駅管理者の許諾を受けずにビラ配布や拡声器による演説を行い、駅構内からの退去要求を受けながらそれを無視して約20分間同駅構内に滞留した行為を不退去罪等により処罰することは許される。

ウ. 公共の福祉のため、表現の自由に対し必要かつ合理的な制限をすることは許されるが、政治的表現の自由は、民主政に資する価値を有する特に重要な権利であるから、政党の演説会開催の告知宣伝を内容とする立て看板を街路樹にくくりつける行為について、美観風致の維持及び公衆に対する危害防止の目的のために屋外広告物の表示の場所・方法等を規制する屋外広告物条例を適用して処罰することは、許されない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第4問】(配点：3)

知る権利に関する次のアからウまでの各記述について、bの見解がaの見解の根拠となっている場合には1を、そうでない場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからウの順に [No.6] から [No.8])

ア. a. マス・メディアの報道に対して反論記事の掲載等を求める権利は、憲法第21条第1項が保障する表現の自由に含まれる知る権利の一局面であり、同項を直接の根拠として認められる。

b. インターネットの普及によって双方向的な情報流通が可能となり、誰もが自ら情報の発信者となるのが容易になった。[No.6]

イ. a. 日本放送協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者に受信契約の締結を強制する放送法の規定は、憲法第21条第1項の保障する情報摂取の自由を制限するものであり、その合憲性は厳格に審査される必要がある。

b. 国民の知る権利を実現するためにいかなる放送制度を採用するかは立法裁量の問題である。[No.7]

ウ. a. 児童買春その他の犯罪から児童を保護すること等の目的のため、電子掲示板の運営者に届出義務を課した上、一定の書き込みに関する削除義務を課すことは、憲法第21条第1項に違反する。

b. インターネット上において表現の場を提供する行為は知る権利に資するものとして、憲法第21条第1項の保障を受ける。[No.8]

【第5問】(配点：3)

憲法第23条に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからウの順に [No.9] から [No.11])

ア. 憲法第23条は、学問研究に関する外部からの干渉を許さない趣旨であるから、先端技術分野においても、研究活動の内容や方法等に対する制限は学会の自主規制等に委ねるべきであり、法律によって制約することは許されない。[No.9]

イ. 判例によれば、普通教育においては、児童生徒には大学の学生のような批判能力がなく、学校や教師を選択する余地も乏しいことなどから、憲法第23条によっても、普通教育における教師に完全な教授の自由は認められない。[No.10]

ウ. 大学の自治は、大学における研究教育の自由を制度的に保障するために憲法第23条によって保障されていると解されるから、教授の任免や施設の管理等、研究教育の内容に直接関係しない事項については、大学の自治権は及ばない。[No.11]

【第6問】(配点：2)

労働基本権に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。(解答欄は、[No.12])

ア. 労働基本権の社会権的性格から、国は労働基本権の保障を確実にするため積極的な措置を採るべきであり、労働組合法は不当労働行為の救済のため労働委員会を設置している。

イ. 争議権は憲法で保障されるが、正当な争議行為に対する民事免責は、使用者と労働者の間の契約により排除することができる。

ウ. 判例は、団結権を確保するために労働組合の統制権を認めるが、公職選挙に当たり労働組合が統一候補を決定し、それ以外の立候補した組合員に対し、これを統制違反者として処分することは違法としている。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第7問】(配点：2)

主権に関する次のアからエまでの各記述について、国政に関する最高の決定権という意味で主権の概念を用いたものの組合せを、後記1から6までの中から選びなさい。(解答欄は、[No.13])

ア. 「日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ」(ポツダム宣言第8項) というときの「主権」

イ. 「日本国民は、(中略)ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」(憲法前文第1項) というときの「主権」

ウ. 「政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。」(憲法前文第3項) というときの「主権」

エ. 「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」(憲法第1条) というときの「主権」

- | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1. アとイ | 2. アとウ | 3. アとエ | 4. イとウ | 5. イとエ | 6. ウとエ |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|

【第8問】(配点：3)

天皇が国会の開会式に出席して述べる「おことば」の憲法上の位置付けに関する次のアからウまでの各記述について、bの見解がaの見解の根拠となっている場合には1を、そうでない場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからウの順に [No.14] から [No.16])

- ア. a. 天皇は象徴であり、「おことば」を述べることは象徴としての行為である。
b. 象徴という言葉は社会心理的な意味を有するものであり、天皇を象徴と定めた憲法の規定から法的効果を導くことはできない。[No.14]
- イ. a. 天皇は公人であり、「おことば」を述べることは公人としての行為である。
b. 天皇の行為は限定するべきであり、天皇の行為には、憲法が定める国事行為と私的行為の二つしかないと考えらるべきである。[No.15]
- ウ. a. 天皇は憲法が列挙する国事行為を行い、「おことば」を述べることは「儀式を行ふこと」(憲法第7条第10号)に含まれる。
b. 天皇が自ら儀式を主宰する場合だけでなく、式に参列して儀式的・儀礼的行為を行うことも「儀式を行ふこと」と解釈することができる。[No.16]

【第9問】(配点：3)

衆議院解散権に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからウの順に [No.17] から [No.19])

- ア. 天皇の国事行為は元来政治的なものであるが、天皇は拒否権を持たないため、国事行為について「助言と承認」を行う内閣に実質的決定権があるという見解によれば、憲法第7条により内閣の衆議院解散権が基礎付けられる。[No.17]
- イ. 内閣が衆議院を解散できるのは憲法第69条所定の場合に限られるという見解によっても、新たな政治的課題が生じ、国民の意思を問う高度の必要性があるときには、内閣による解散が認められる。[No.18]
- ウ. 内閣の衆議院解散権の根拠を議院内閣制自体に求める見解は、政府が議会の解散権を有し、政府と議会が均衡していることが、日本国憲法が採用する議院内閣制の本質的要素であるとの考えに基づいている。[No.19]

【第10問】(配点：2)

裁判官の職権の独立に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。(解答欄は、[No.20])

- ア. 裁判官の職権の独立は、最高裁判所による裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する規則制定権、下級裁判所裁判官の指名権等の司法の自主性を保障する制度によって担保されている。
- イ. 裁判官の職権の独立は、裁判に不当な影響を与えるおそれのある外部的行為の排除を要求するから、議院は、国政調査として、係属中の具体的事件の事実認定や量刑の判断が適切かどうかを調査・批判することはできない。
- ウ. 裁判官の職権の独立は、外部からの干渉のみならず裁判所内部における干渉の排除も要求するから、裁判官は、どのような訴訟指揮をしたとしても、そのことを理由に裁判所内部で懲戒処分を受けることはない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第11問】（配点：2）

条約に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.21]）

ア．条約締結の国会承認については、衆議院の優越が認められており、条約承認の議案は、先に衆議院に提出しなければならない。

イ．条約を締結する権限は内閣にあるが、批准を要する条約についての批准書の認証は天皇の国事行為である。

ウ．条約は、国会による承認及び内閣による締結の後、天皇が国事行為としてこれを公布することによって有効に成立する。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第12問】（配点：3）

次の対話は、憲法改正に関する教授と学生の対話である。教授の各質問に対する次のアからウまでの学生の各回答について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

（解答欄は、アからウの順に [No.22] から [No.24]）

教授．憲法第96条第1項は、「この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。」と規定しているが、この「総議員」の意味には争いがある。①法定議員数と解する説と、②現に各議院に在職する議員数の総数とする説がある。②説の根拠として考えられるものは何か。

ア．定足数が一定になり「総議員」の数を巡る争いを避けられること、憲法改正の発議要件を厳格にして議決を慎重にさせるのが憲法の趣旨に合致することなどがあります。[No.22]

教授．それから、改正案を国会に提案する権限を内閣が有するか否かについても、肯定説と否定説とが対立している。肯定説に対しては、否定説の立場から、内閣の発案権を認めると国会の自主的審議権が害されるとの批判がされているが、この批判に対する肯定説の立場からの反論として、どのようなものが考えられるだろうか。

イ．内閣に発案権を認めたとしても、各議院は内閣の改正案に対する修正権を持つので、国会の自主的審議権を害するおそれはないとの反論が可能だと思います。[No.23]

教授．憲法改正は、改正案が国民に提案され、国民投票が行われ、その過半数の賛成で承認されるのでなければ成立しない。①「過半数」の意味については、①有権者総数の過半数か、②無効投票を含めた投票総数の過半数か、③有効投票総数の過半数か、を巡り議論があるところだが、①説に対する批判として考えられるものを挙げてみよう。

ウ．①説に対しては、棄権者が全て改正案に反対の意思と評価されてしまう点で妥当ではないとの批判が考えられます。[No.24]

[行政法]

[第13問] (配点：3)

処分基準と審査基準に関する次のアからエまでの各記述について、行政手続法に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからエの順に [No.25] から [No.28])

- ア. 処分基準と審査基準は、いずれも、不利益処分に関する基準である。[No.25]
- イ. 処分基準と審査基準のいずれについても、これらを公表することは行政庁の努力義務にとどまる。[No.26]
- ウ. 行政庁が、処分基準を定める場合には、意見公募手続が必要であるが、審査基準を定める場合には、意見公募手続は必要ではない。[No.27]
- エ. 行政庁は、処分基準と審査基準のいずれを定めるに当たっても、できる限り具体的なものとしなければならない。[No.28]

[第14問] (配点：3)

行政裁量に関する次のアからエまでの各記述について、最高裁判所の判例に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからエの順に [No.29] から [No.32])

- ア. 車両制限令における道路管理者の特殊な車両の特例の認定は、同令所定の車両についての制限に関する基準に適合しないことが、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないものであるかどうかの認定にすぎず、基本的には裁量の余地のない確認的行為の性格を有するものであるから、具体的事案に応じ道路行政上比較衡量的判断を含む行政裁量を行使用することは、許されない。[No.29]
- イ. 地方公共団体が、公共工事の契約に関する指名競争入札に参加させようとする者を指名するに当たり、工事現場等への距離が近く現場に関する知識等を有していることから契約の確実な履行が期待できることや、地元の経済の活性化にも寄与することなどを考慮し、地元企業を優先する指名を行うことは、その合理性を肯定することができる。[No.30]
- ウ. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものであり、一般廃棄物処理業の許可をするか否かの判断に当たっては、その申請者の能力だけではなく、一定の区域における一般廃棄物の処理がその発生量に応じた需給状況の下において、当該区域の全体にわたって適正に行われることが確保されるか否かを審査することが求められていることから、行政庁には一定の裁量が与えられていると解される。[No.31]
- エ. 毒物及び劇物取締法に基づく毒物及び劇物の輸入業や販売業の登録は、登録を受けようとする者の設備の面から規制を加えるものであるが、行政庁には、専門技術的な裁量が認められていることから、設備だけではなく、登録の対象となる製品の用途や目的を考慮し、当該製品による人の生命身体への危険が予測できる場合には、登録を拒否することができる。[No.32]

〔第15問〕（配点：2）

行政指導に関する次のアからウまでの各記述について、行政手続法に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.33〕）

ア．行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項及び当該条項に規定する要件を示さなければならないが、当該権限の行使が当該条項に規定する要件に適合する理由を示す必要はない。

イ．法令に違反する行為の是正を求める行政指導を受けた者が、当該行政指導をした行政機関に対し、当該行政指導がその根拠となる法律の規定する要件に適合しない旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めたときは、当該行政機関は、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合することを確認するまでの間、当該行政指導を一時中止しなければならない。

ウ．行政指導の内容はあくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものでなければならないから、許認可等に基づく処分をする権限を有する行政機関が当該権限を行使する意思がない場合においてする行政指導にあっては、当該行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第16問】（配点：2）

医師法第7条の3第1項に基づく立入検査に関する教員と学生による以下の対話中の次のアからウまでの【 】内の各記述について、正しいものに○，誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は，[No.34]）

教員：医師法第7条の3第1項に基づく立入検査の強制力について、どのようなことがいえますか。

学生：（ア）【医師法第33条の2第3号により、立入検査の拒否に罰則が定められていることからすると、同法は、間接的心理的に立入検査の受忍を強制しようとするものといえます。】

教員：それでは、ある医師について、医師法第7条第1項の規定による処分をすべきか否かを調査するため、同法第7条の3第1項に基づく当該医師の開設する病院の立入検査が行われようとしているにもかかわらず、当該医師が立入検査を拒否しているという事例を想定してください。立入検査に関しては、医師法上、第7条の3以外の規定はありませんが、立入検査をしようとする行政庁の職員はどのようなことができますか。

学生：（イ）【立入検査をしようとする職員は、必要最小限の実力を行使して当該医師を排除した上で、立入検査を行うことができます。】

教員：税務調査に関する最高裁判所の判例に照らすと、立入検査が医師法第7条の3第3項の規定に反するのは、どのような場合であるといえますか。

学生：（ウ）【立入検査の権限を犯罪捜査のための手段として行使したような場合には、その立入検査は医師法第7条の3第3項に違反します。】

（参照条文）医師法

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 一 心身の障害により医師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 三 罰金以上の刑に処せられた者
- 四 前号に該当する者を除くほか、医事に関し犯罪又は不正の行為のあつた者

第7条 医師が第4条各号のいずれかに該当し、又は医師としての品位を損するような行為のあつたときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 戒告
- 二 3年以内の医業の停止
- 三 免許の取消し

2～17 （略）

第7条の3 厚生労働大臣は、医師について第7条第1項の規定による処分をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、当該事案に関係する者若しくは参考人から意見若しくは報告を徴し、診療録その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は当該職員をして当該事案に関係のある病院その他の場所に立ち入り、診療録その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第33条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- 一、二 （略）
- 三 第7条の3第1項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第17問】（配点：3）

甲市では、市内の住宅において、物の堆積又は放置あるいは雑草の繁茂等により、不良な生活環境が生じている例が見られ、行政の対応が求められていた。そこで、甲市は新たな条例（以下「本件条例」という。）を定めることにより、住宅における不良な生活環境に対処することを検討している。本件条例を所掌する部門の部長と職員による以下の対話中の次のアからエまでの【 】内の各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に【No.35】から【No.38】）

部長：本件条例では、住宅に不良な生活環境が生じている場合には、当該住宅の所有者に堆積した物の撤去等の適切な措置をとることを命令することができるものと定めます。しかし、命令の相手方が従うとは限りませんから、命令の実効性を確保する仕組みを条例に定める必要があります。どのような仕組みが考えられますか。

職員：（ア）【命令に従わない場合には、行政刑罰を科すことが考えられます。行政刑罰は刑事罰の一種で、原則として刑事訴訟法が適用されます。】【No.35】

部長：他にどのような仕組みが考えられますか。

職員：（イ）【執行罰が考えられます。執行罰は命令による義務の不履行に対して一定額の過料を科すこととし、不履行があった場合には強制的にこれを徴収するというものです。ただし、1回の不履行に対して1回しか徴収することはできず、義務が履行されるまで何度も徴収することはできないとされています。】【No.36】

部長：次に、行政代執行について考えてみましょう。行政代執行法が、独自に定められた条例に適用されるかについては、消極的な見解も見られますが、ここでは、本件条例に基づく命令について、行政代執行法が適用されるとの前提で考えてみましょう。例えば、住宅に生じている不良な生活環境がこれ以上悪化しないように、条例に基づく当該住宅の使用禁止命令を発することができる場合、その実効性を確保するために、行政代執行法に基づいて、当該住宅の封鎖を行うことは可能でしょうか。

職員：（ウ）【使用禁止命令は、行政代執行法における「他人が代つてなすことのできる行為」に関するものではないので、行政代執行を行うことはできません。】しかし、堆積した物の撤去を命じる命令であれば、行政代執行によって行うことができます。【No.37】

部長：行政代執行法によると、代執行に要した費用は義務者から徴収することとされています。仮に、義務者が費用を支払わない場合、義務者から代執行に要した費用を強制的に徴収することはできますか。

職員：（エ）【行政代執行法には明文の定めはありませんが、このような権力的な行政活動に基づく債権については、国税滞納処分の例によって徴収することができると考えられています。】【No.38】

〔第18問〕（配点：3）

処分性に関する教員と学生による以下の対話中の次のアからエまでの【 】内の各記述について、最高裁判所の判例に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

（解答欄は、アからエの順に〔No.39〕から〔No.42〕）

教員：まず、行政庁と相手方との基本的な関係が私法上の契約関係である場合に、行政庁が相手方に対してする行為に処分性が認められることがありますか。

学生：例えば、（ア）【**弁済供託は、民法上の寄託契約の性質を有するものですが、供託官が弁済者から供託物の取戻しの請求を受けた場合において、これを理由がないと認めて却下する行為は、処分性が認められます。**】〔No.39〕

教員：行政庁が相手方に対して一定の事項を通知する行為につき、処分性が認められることがありますか。

学生：例えば、（イ）【**道路交通法に基づく反則金の納付の通告は、これに従わない場合には刑事手続が開始され、實際上反則金の納付を余儀なくされることから、処分性が認められます。**】〔No.40〕

教員：行政計画の処分性についてはどのように考えますか。類型に分けて説明してください。

学生：まず、当該計画に基づき将来具体的な事業が施行されることが予定されている、いわゆる非完結型の計画につき、（ウ）【**土地区画整理事業の事業計画の決定は、後続の仮換地指定や換地処分の取消訴訟によって権利救済の目的が十分達成でき、事件の成熟性が欠けることから、処分性は認められません。**】次に、当該計画に基づき将来具体的な事業が施行されることが予定されていない、いわゆる完結型の計画につき、（エ）【**都市計画法に基づく用途地域の指定は、当該地域内の土地所有者等に建築制限等の制約を課し、その法的地位に変動をもたらすものであることから、処分性が認められます。**】〔No.41及びNo.42〕

〔第19問〕（配点：3）

抗告訴訟の審理に関する次のアからエまでの各記述について、行政事件訴訟法又は最高裁判所の判例に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に〔No.43〕から〔No.46〕）

ア．原処分の取消訴訟と原処分についての審査請求を棄却した裁決の取消訴訟とを提起することができる場合、裁決の取消訴訟においては、原処分の違法を理由として取消しを求めることができない。〔No.43〕

イ．取消訴訟の違法判断の基準時は処分時であるから、原子炉施設の安全性に関する判断の適否が争われる原子炉設置許可処分の取消訴訟において、裁判所の審理、判断は、当該処分当時の科学技術水準に照らして行われるべきである。〔No.44〕

ウ．取消訴訟においては職権証拠調べが認められているから、裁判所は、必要があると認めるときは、当事者の申立てを待たずに証人尋問を行うことができ、尋問の結果について当事者の意見をきく必要はない。〔No.45〕

エ．処分が無効であることを主張する原告は、当該処分に重大かつ明白な瑕疵がある旨を抽象的に主張すれば足り、当該処分が有効であることを主張する被告が、当該処分が有効であることを基礎付ける具体的な事実を主張立証する必要がある。〔No.46〕

【第20問】（配点：2）

申請拒否処分がなされた場合における義務付けの訴えに関する次のアからウまでの各記述について、行政事件訴訟法に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、【No.47】）

ア．この場合の義務付けの訴えは、その申請をした者だけではなく、申請された処分をすべき旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者も提起することができる。

イ．この場合の義務付けの訴えは、原則として申請拒否処分に対する取消訴訟と併合して提起しなければならないが、申請拒否処分が無効である場合には、義務付けの訴えを単独で提起することができる。

ウ．この場合の義務付けの訴えは、申請された処分がなされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、その損害を避けるため他に適当な方法がないときに限り、提起することができる。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第21問】（配点：2）

処分の執行停止及び仮の差止めに関する次のアからウまでの各記述について、行政事件訴訟法に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、【No.48】）

ア．執行停止は、処分の執行等により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があることが要件となっているが、仮の差止めは、処分がされることにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があることが要件となっている。

イ．執行停止及び仮の差止めのいずれについても、本案について理由があるとみえるときでなければ、裁判所はその決定をすることができない。

ウ．執行停止は、あらかじめ当事者の意見をきかなければ、裁判所はその決定をすることができないが、仮の差止めは、あらかじめ当事者の意見をきかなくても、裁判所はその決定をすることができる。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第22問】（配点：2）

国家賠償に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.49]）

ア．警察官が、交通法規等に違反して車両で逃走する者をパトカーで追跡する職務の執行中に、逃走車両の走行により第三者が損害を被った場合、当該警察官の職務執行は、当該追跡が職務目的を遂行する上で必要なものであり、かつ、追跡の開始・継続及び追跡の方法が相当であったとしても、当該第三者に対する関係では違法なものとなる。

イ．国の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意により違法に他人に損害を与えた場合であっても、国は被害者に対し賠償責任を負うが、当該公務員個人は被害者に対し直接に賠償責任を負わない。

ウ．裁判官による争訟の裁判に事実認定や法律解釈の誤りがあった場合には、上訴等の訴訟法上の救済方法によって是正することが予定されているから、当該裁判官が違法又は不当な目的をもって上記のような誤った裁判をした場合であっても、国の賠償責任を生ずることはない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第23問】（配点：3）

不服申立てに関する次のアからエまでの各記述について、行政不服審査法に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に [No.50] から [No.53]）

ア．申請に対する不作為についての審査請求に理由があるときは、審査庁は裁決で当該不作為が違法又は不当であることを宣言するほか、審査庁が不作為庁の上級行政庁である場合には、審査庁は当該不作為庁に対して申請された処分をすべき旨を命じなければならず、審査庁が不作為庁である場合には、審査庁は当該処分をしなければならない。[No.50]

イ．処分の取消しを求める審査請求が適法にされた場合において、処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁は、必要があると認める場合には、当該処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置をとることができる。ただし、処分の効力の停止は、それ以外の措置によって目的を達することができるときは、することができない。[No.51]

ウ．処分庁の上級行政庁である審査庁が、申請を却下し、又は棄却する処分を取り消す裁決をする場合に、当該審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、処分庁に対し、当該処分をすべきことを命じなければならないが、この命令が発せられない場合に当該申請に対してどのような処分をするかについては、裁決の内容にかかわらず処分庁の判断に委ねられる。[No.52]

エ．再調査の請求をすることができる処分について、処分庁が誤って再調査の請求をすることができる旨を教示しなかった場合に、当該処分についての審査請求がされたときは、審査庁は、審査請求人からの申立てがなくとも、速やかに審査請求書又は審査請求録取書を処分庁に送付しなければならず、これらの送付がされたときは、初めから処分庁に再調査の請求がされたものとみなされる。[No.53]

〔第24問〕（配点：2）

行政組織法に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものに○，誤っているものに×を付した場合の組合せを，後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は，〔No.54〕）

ア．対等な行政機関間で権限について疑義が生じたときは，上級行政機関がこれを決することになるところ，主任の大臣の間における権限についての疑義は，内閣総理大臣が，閣議にかけて，これを裁定する。

イ．上級行政機関は，下級行政機関に対する指揮監督権を有するが，法律の特別の授権がない場合には，下級行政機関の権限を当該下級行政機関に代わって自ら行使することはできない。

ウ．上級行政機関から下級行政機関に対して，法律の規定に基づいて権限の委任が行われた場合には，当該権限の行使に関する限り，当該上級行政機関の当該下級行政機関に対する指揮監督関係は失われるが，専決が行われた場合にも，当該上級行政機関の当該下級行政機関に対する指揮監督関係は同様に失われる。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |